

地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づく排出抑制等指針の改正案
に対する意見の募集の結果について

No.	意見の概要	意見に対する考え方
1	「地域における複数の廃棄物処理事業者等によるエネルギーの面的な利用」について、「複数の廃棄物処理事業者等」となっているが、通常、1カ所の廃棄物処理施設からの地域熱供給などで、複数の事業者がエネルギー利用を行うものではないか。	御指摘を踏まえて、「第一 二（2）①」及び「第一 二（2）②」における、「地域における複数の廃棄物処理事業者等によるエネルギーの面的な利用」を「地域における複数の事業者によるエネルギーの面的な利用」に修文します。